



### 社会福祉法人等 利用者負担額の軽減

社会福祉法人および市に申し出のあった訪問介護(介護予防)事業者で介護保険サービスを受けている方の利用者負担割合を、本人および世帯員の収入状況等に応じ軽減します。軽減後の負担割合は72%(食費・居住費等については75%)です。

**対象サービス** 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設

**対象** 次のすべてに該当する方

- ①市民税非課税世帯の方
- ②世帯の年間収入が150万円以下(世帯員が一人増えるごとに50万円加算)の方
- ③世帯の預貯金等の額が350万円以下(世帯員が一人増えるごとに100万円加算)の方
- ④自宅など日常生活のために必要な資産以外に資産がない方
- ⑤介護保険料を滞納していない方

※すでに確認証をお持ちで継続利用する場合は、毎年7月末までに更新申請が必要

**申請に必要なもの** 申請書、介護保険被保険者証、預貯金通帳、年金支払通知書など

**申込・問合せ** 高齢者支援課  
☎72-6121

### 新型インフルエンザ ワクチン接種無料券

市では、市内に居住する生活保護世帯および市民税非課税世帯の方に接種無料券を交付しています。昨年度交付した接種無料券は、6月30日(水)までしか使えません。7月以降に接種を希望される場合は申請してください。新しい接種無料券は、本年度の課税状況を確認の上、申請者へ郵送します。

**申請・問合せ** 保健推進課  
☎72-6124

### 特定疾患医療受給者証

現在お持ちの「特定疾患医療受給者証」「ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重傷者対策医療受給者証」の有効期間は9月30日(木)までです。更新受付は随時行っています。 ※石狩市内集中出張受付の日程(8月)は、次号でお知らせします

**問合せ** 江別保健所  
☎011-383-2111

### 日赤の活動資金にご協力を

皆さんの善意(活動資金)とボランティア活動に支えられる赤字。活動へのご理解とご協力をお

願います。

**受付強化期間** 7月1日(木)～8月31日(火) ※強化期間以外でも随時受け付け

※本年度も町内会などの皆さんに協力を依頼します

**問合せ** 日赤石狩市地区事務局(市社会福祉協議会内)  
☎72-8181

### 成人健康相談

9ページをご覧ください。

### 防災

### 定期普通救命講習会

毎月第3日曜に実施している、心肺蘇生法や異物除去、訓練用AEDを用いた講習会です。受講者には「普通救命講習修了証」をお渡しします。

**対象** 中学生以上の市民または市内勤務者

**日時** 7月18日(日)9時～12時  
**持ち物** 筆記用具

**費用** 無料  
**申込方法** 事前に電話申込

※当日受付不可  
**場所・申込・問合せ** 石狩消防署警備課(花川北1-1)  
☎74-7024

### あなたも「事業仕分け人」 平成22年度行政評価(事業・施策)の作業中間報告について

**【市の原案の概要】** 市では、第4期総合計画戦略計画で定めた施策および関連する事務事業について、必要性・有効性などの観点から、その結果を振り返る行政評価を実施しています。平成21年度に実施された施策・事業のうち、6施策69事業を対象とする「平成22年度行政評価(施策・事業)の中間報告」について意見を募集します。

- 【募集する意見】**
- ①対象施策の担当部評価・対象事業の担当課評価についての意見(本当に必要な事業なのか、今後の方向性についての提案など)とその理由
  - ②市が進めている行政評価の方法についての意見とその理由

※この評価は、市役所だけで行うのではなく、作業の中間段階の状況(担当部課段階での評価)を公表し、市民の皆さんの「私ならこう思う」というご意見を伺うものです

**【提出期限】** 8月2日(月)  
**【意見の検討結果】** 12月中に公表予定  
**【問合せ】** 企画課 ☎72-3161  
☎kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp

市民参加マニュアルを作成しました! ご希望の方には郵送しますので、協働推進・市民の声を聴く課へご連絡ください。

### 石狩市過疎地域自立促進市町村計画の策定

**【市の原案の概要】** 過疎地域自立促進市町村計画は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、産業振興、生活環境の整備、医療の確保など、過疎地域の自立促進を図るために、今後取り組む事項を定めるものです。石狩市では、厚田区・浜益区が過疎地域に指定されています。計画の期間は平成22年度から27年度までの6年間です。

※本案件は北海道との協議および両区地域協議会での審議が必要であり、パブリックコメントの意見にかかわらず、原案が修正される場合がありますのでご了承ください

**【提出期限】** 7月30日(金)  
**【意見の検討結果】** 8月中に公表予定  
**【問合せ】** 企画課 ☎72-3161  
☎kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp

### 共通事項

**【市の原案】** 市の原案の詳細は市HP、市役所1階情報公開コーナー、3階企画課、支所地域振興課などにある資料をご覧ください。希望者へは郵送しますので企画課へご連絡ください。

**【意見の提出方法】** 氏名・住所・連絡先を明記の上、文書持参・郵送・ファクス・Eメール・音声ファイル・録音テープのいずれかで提出。意見はどなたでも提出できます。

**【意見の提出先】** 〒061-3292 協働推進・市民の声を聴く課  
☎72-3153 ☎72-3199  
☎kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp



### 石狩北部地区消防事務組合の 情報公開・個人情報保護制度

平成21年度の実施状況をお知らせします。異議申し立ての件数は0件でした。

#### 個人情報保護制度

実施機関名	開示の請求件数	一部開示決定件数
管理者	0	0
監査委員	0	0
消防長	3	3
議会	0	0
計	3	3

#### 情報公開制度

実施機関名	開示の請求件数	一部開示決定件数
管理者	0	0
監査委員	0	0
消防長	2	2
議会	0	0
計	2	2

問合せ 石狩北部地区消防事務組合 ☎74・5119

### 楽しい花火の遊び方

正しい遊び方で火事や事故を防ぎましょう。

- 風の強い時は花火で遊ばない。
- 消火用のバケツを用意する。
- 子どもたちだけではなく、大人と一緒に花火をする。
- 完全に消えているか確認する。
- 一度にたくさん花火に火をつ

- けない。
- 花火を人や物に向けない。
- 燃えやすい物のある場所では遊ばない。
- 途中で火が消えても筒をのぞきこまない。

問合せ 石狩消防署予防課 ☎74・7165

### 台所火災をなくそう！

【ガスコンロからの火災を防ぐために】

- 調理中はガスコンロから離れない。
- ガスコンロの周りに燃えやすいものを置かない。
- ガスコンロや魚焼きグリルを定期的に清掃する。
- 使用しないときは必ずガスの元栓を閉める。
- 万がの場合に備え消火器を設置する。
- IHクッキングヒーターからも出火します！
- 専用の調理器具以外を使用しない。
- 少量の油で揚げ物をしない。
- 【天ぷら油に火が入ってしまったら】
- コンロの火を消す。
- 2〜3m離れた安全な場所から消火器で消火する。
- 火が消えなかった場合は避難して周囲に助けを求めろ。

問合せ 石狩消防署予防課 ☎74・7165

### そのほか

札幌圏都市計画が決定されました

詳細は市HP、市役所2階都市開発課でご覧いただけます。

案件 札幌圏都市計画（ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設））

告示年月日・番号 平成22年5月14日石狩市告示第30号

問合せ 都市開発課 ☎72・3162

### 都市計画区域外での建築行為

都市計画区域外で建築行為を行う場合、建築物の種類によっては確認申請が必要になる場合があります。また、確認申請が不要の場合であっても、原則、個別建築物の構造等に関する規定は適用になりますのでご注意ください。

確認申請が必要な建築物 建築基準法第6条第1項第1号〜第3号建築物、土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物  
問合せ 建築課 ☎72・3141

### 国民健康保険

#### 高齢受給者証の更新

「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は7月31日までです。70歳〜74歳の加入者の方へは、7月下旬に受給者証をお送りします（更新手続きは不要）。

#### 限度額適用認定証／限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

①「国民健康保険限度額適用認定証」と②「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです。認定証の交付を希望される方は、被保険者証を持参の上、申請してください。

②の交付を希望される方で、過去1年間で90日以上入院がある場合は、入院日数が分かるもの（入院費の支払明細書や領収書など）も持参してください。

#### 申込・問合せ

- 国民健康保険課 ☎72-3123  
☒kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp
- 厚田支所市民生活課 ☎78-2886
- 浜益支所市民生活課 ☎79-2112

### 平成22年度 競争入札参加資格審査申請（追加登録）

市が発注する工事等の請負、委託、物品購入などの入札に参加を希望する方は、あらかじめ申請書を提出し、資格審査を受ける必要があります。下記の日時で追加登録を受け付けます。

日時 8月23日（月）〜27日（金）13:00〜16:00  
場所 市役所4階403会議室

- 資格要件**
- 建設工事を希望する場合 ①8月1日現在で許可を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいること ②国土交通大臣および都道府県知事が行う経営事項審査を受けていること（総合評定値Pの申請または新基準による通知書が必要） ③8月1日の直前2年度分の決算において完成工事高があること
  - 浄化槽工事を希望する場合 ①8月1日現在で許可を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいること ②浄化槽法の規定に基づく登録または届出があること ③浄化槽法の規定に基づく浄化槽設備士を常時雇用していること
  - 浄化槽保守点検業務委託を希望する場合 ①浄化槽法の規定に基づく登録を受けていること ②営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置いていること
  - 設計・測量等を希望する場合 ①8月1日現在で引き続き2年以上その事業を営んでいること ②8月1日の直前1年度の決算において事業高があること
  - 一般委託、物品の購入・印刷を希望する場合 8月1日現在で引き続き2年以上その事業を営んでいること

資格有効期間 10月1日〜平成23年3月31日

問合せ 契約課 ☎72-3155 ☒keiyaku@city.ishikari.hokkaido.jp